陸上施設

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇六五	大和王城寺原大演習場	宮城県加美郡色麻町	国有	建物：約四、七〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：平成三十年二月十五日から同年三月二日までの間
			国有	陸上自衛隊大和王城寺原大演習場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
二〇六六	霞の目飛行場	仙台市	国有	土地：約四、二〇〇平方メートル 工作物：鋪床等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：平成三十年二月十五日から同年三月二日までの間
			国有	陸上自衛隊霞目駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
四〇八四	広弾薬庫	呉市	国有	工作物：照明装置 環境負荷低減対策設備として追加提供する。
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	民有	土地：約二、三〇〇平方メートル 工作物：門等 家族住宅等用地等として追加提供する。
			国有	建物：約八、九〇〇平方メートル 工作物：門等 管理棟等として追加提供する。 工作物：鋪床等 誘導路等として追加提供する。 工作物：諸作業装置等 消防署及び管制塔の非常用発電施設等として追加提供する。
六〇三七	嘉手納飛行場	沖縄県中頭郡嘉手納町	国有	土地：約三、八〇〇平方メートル 工作物：雑工作物 訓練施設として新規提供する。 使用期間：平成三十年二月十五日から同年三月二日までの間 陸上自衛隊多賀城駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇三七	嘉手納飛行場	沖縄市	国有	工作物：鋪床等 誘導路等として追加提供する。 工作物：諸作業装置等 消防署及び管制塔の非常用発電施設等として追加提供する。
六〇五一	普天間飛行場	宜野湾市	国有	土地：約一、一〇〇平方メートル 工作物：鋪床等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：平成三十年二月十五日から同年三月二日までの間 陸上自衛隊普天間駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

◎新規提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇七一	多賀城駐屯地	多賀城市	国有	土地：約三、八〇〇平方メートル 工作物：雑工作物 訓練施設として新規提供する。 使用期間：平成三十年二月十五日から同年三月二日までの間 陸上自衛隊多賀城駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

○関東地方整備局告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月十四日

関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年関東地方整備局告示第二百七十九号長野都市計画道路事業三・三・七号県庁篠ノ井線

三　事業施行期間　自平成二十五年六月五日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月十四日

関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年関東地方整備局告示第百十九号長野都市計画道路事業三・四・十三号長野菅平線

三　事業施行期間　自平成二十六年三月二十七日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月十四日

関東地方整備局長　泊　宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一八号	上田市国分字久保五二三番五から同市国分字宮ノ前四一六番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成三十年二月十四日

○関東地方整備局告示第三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十四日

関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
真木字向田三二八番四から同市大月町真木字向田三二八番二まで	前	五八・三〇～六一・四四メートル	〇・〇一六キロメートル
	後	五八・三〇～六三・四〇メートル	〇・〇一六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所